宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	1人	平成23年12月1日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	1人	平成23年12月1日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区 長岡支局管内　長岡市	1人 1人	平成23年12月1日 平成23年12月1日
大阪法務局	本局管内　大阪市中央区 本局管内　大阪市西区 堺支局管内　堺市堺区	1人 1人 1人	平成24年1月5日 平成23年12月1日 平成24年3月1日
名古屋法務局	本局管内　名古屋市東区 本局管内　名古屋市中村区	1人 1人	平成23年12月1日 平成24年2月8日
津地方法務局	本局管内　津市 松阪支局管内　松阪市	1人 1人	平成23年12月1日 平成23年12月1日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	1人	平成23年12月1日
広島法務局	本局管内　広島市中区	1人	平成23年12月1日
山口地方法務局	下関支局管内　下関市	1人	平成23年12月1日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	1人	平成24年1月20日
松江地方法務局	本局管内　松江市	1人	平成23年12月1日
福岡法務局	本局管内　福岡市中央区 久留米支局管内　久留米市 飯塚支局管内　飯塚市	1人 1人 1人	平成23年12月1日 平成23年12月1日 平成23年12月1日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	1人	平成23年12月1日
熊本地方法務局	本局管内　熊本市	1人	平成23年12月1日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	1人	平成23年12月1日
那覇地方法務局	本局管内　那覇市	2人	平成23年12月1日
福島地方法務局	本局管内　福島市	1人	平成23年12月1日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	1人	平成23年12月1日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	1人	平成23年12月1日
青森地方法務局	本局管内　青森市	2人	平成23年12月1日
札幌法務局	本局管内　札幌市中央区	1人	平成23年12月1日
函館地方法務局	本局管内　函館市	1人	平成23年12月1日
徳島地方法務局	本局管内　徳島市	1人	平成23年12月1日
高知地方法務局	本局管内　高知市	1人	平成23年12月1日

国営ポロ沼土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営ポロ沼土地改良事業(農地防災、農地機能保全―農地保全）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 23 年７月５日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営ポロ沼土地改良事業計画書（農地防災）の写し

国営ポロ沼土地改良事業計画書（農地機能保全―農地保全）の写し

2　縦覧期間

平成23年７月６日から平成23年８月３日まで

3　縦覧場所

北海道宗谷郡猿払村事務所

相続財産管理人の選任中更正

平成２３年（家）第８９号

平成23年４月28日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成23年（家）第89号相続財産管理人の選任中、被相続人亡宮原一城の最後の住所につき「埼玉県和光市大字下新倉854番地１ベルポート和光305」とあるのを「埼玉県和光市下新倉４丁目２番43―305号」と、相続財産管理人の氏名につき「大西真理子」とあるのを「大西真里子」とそれぞれ更正する。

さいたま家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第４２１６８号

横浜市戸塚区平戸町484番地59

申立人　白石　紀彦

本籍東京都江東区古石場２丁目17番地２、最後の住所横浜市保土ケ谷区狩場町200番地６のばら園、死亡の場所横浜市保土ケ谷区、死亡年月日平成22年10月16日、出生の場所満州国吉林省新京特別市、出生年月日昭和17年３月23日、職業無職

被相続人　亡　柳谷　順子

催告期間満了日　平成24年１月20日

横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第２７４号

事務所京都府宮津市字鶴賀2054番地１宮津商工会議所２階弁護士法人たんご法律事務所

申立人　相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

本籍京都府京丹後市峰山町荒山758番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所京都府京丹後市、死亡年月日平成22年６月３日、出生の場所京都府中郡峰山町、出生年月日昭和36年２月16日、職業会社代表者

被相続人　亡　森戸　正浩

催告期間満了日　平成24年２月15日

京都家庭裁判所宮津支部

平成２３年（家）第１０５９号

兵庫県姫路市北条１丁目285―10　山田・立花法律事務所

申立人　弁護士　山田　直樹

本籍兵庫県加古川市平荘町里885番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市矢畑29番地１グランシャリオ204号、死亡の場所横浜市南区、死亡年月日平成20年11月27日、出生の場所兵庫県加古川市、出生年月日昭和52年３月29日、職業会社員

被相続人　亡　西川　大樹

催告期間満了日　平成24年１月25日

神戸家庭裁判所姫路支部